コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　AXELL CORPORATION

最終更新日：2015年6月22日
株式会社アクセル
代表取締役社長　松浦一教
問合せ先：取締役管理グループゼネラルマネージャー　千代進弘
証券コード：6730
http://www.axell.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけており、企業理念において「全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立する」旨を明記するとともに、「株式会社アクセル行動規範」を定め、これを経営上の重要な指針のひとつとして位置づけております。当社ではコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
佐々木　譲	1,247,100	10.05
BBH FOR FIDELITY LOW－PRICED STOCK FUND（PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO）	880,500	7.09
緑屋電気株式会社	849,000	6.84
市原　澄彦	595,800	4.80
柴田　高幸	594,800	4.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	523,000	4.21
松浦　一教	388,800	3.13
奥村　龍昭	369,000	2.97
森屋　和喜	368,800	2.97
株式会社アバールデータ	260,000	2.09

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社から平成27年５月21日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成27年５月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

名称 ： インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
所有株式数 ： 849,800株
割合 ： 6.85%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

ガバナンス・コードについては、現在その内容を精査するとともに、その対応方針を検討しております。取締役会等での十分な議論を経たうえで、可能な限り早いタイミングで開示する方針としております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木　眞巨	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　眞巨	○	独立役員に指定しております。	鈴木眞巨氏は、代表取締役として自ら企業経営に携わっており、経済分析力や経営全般にわたる造詣の深さから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして社外取締役として選定しております。 また、鈴木眞巨氏は、会社法が定める社外性を有するとともに、有価証券上場規程等に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役としての独立性を有しています。当社では鈴木氏に対し、独立した立場から客観的かつ中立的な意見具申を期待できるとの判断から、独立役員に指名しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人です。監査役（監査役会）は、会計監査人と緊密な連携体制をとりながら、監査業務を執行しています。
監査役は、会計監査人が開催する通年の監査計画報告会、中間決算及び本決算時の決算監査に係る会計監査報告会などを通じて、会計監査人による会計監査の状況を把握しています。また、監査役（監査役会）は、必要に応じて会計監査人と会合を持つことが可能な体制となっており、緊密な連携が確保されているものと認識しています。
次に、当社の内部監査部門は、社長直属の組織化された担当として設けており、内部管理担当の長を内部監査実施者に指名しています。内部監査実施者と監査役は、監査役が作成する監査計画書において定例化されている四半期に一度開催される定例面談に加えて、必要がある場合には都度面談を実施し、相互の監査状況を確認するとともに情報の共有を図り、監査役と内部監査実施者の相互連携関係の強化を図っています。
また、監査役及び内部監査実施者は毎月開催される取締役会に出席するとともに、常勤監査役及び内部監査実施者は毎月開催されるゼネラルマネージャー会議（主に予算統制等を行う会議であり、以下「GM会議」という。）にも出席しており、取締役の経営判断及び職務執行に関する各種情報を適宜に入手し、経営に関する方向性や決定事項を把握するように努めています。また、監査役及び内部監査実施者は両者で連携を図りながらも、各々が独立した立場で経営に係る会議に出席し、各種情報を収集するとともに、各会議において必要と思われる質疑や意見がある場合、その表明を行うこととしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田良樹	他の会社の出身者													
三村勝也	公認会計士													
五十島滋夫	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田良樹	○	独立役員に指定しております。	吉田良樹氏を当社社外監査役として選任している理由は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することに加え、当社が属する電気機器業種に係る豊富な経験及び知見とともに、同業種での常勤監査役としての経験等を勘案したことによります。 ＜独立役員指定理由＞ 吉田良樹氏は、当社役員として社外性が認められる点に加えて、独立性、電気機器業界に係る豊富な知見、長年にわたる経営経験、一般株主と利益相反の生じる恐れがない役員である点等を考慮して独立役員として適切な人材であると判断した結果であります。
三村勝也	○	独立役員に指定しております。	三村勝也氏を当社社外監査役として選任している理由は、同氏が有する長年にわたる公認会計士としての経験及び事業会社の経営に関する知見等を総合的に判断したことによります。 ＜独立役員指定理由＞ 三村勝也氏は、当社役員として社外性が認められる点に加えて、独立性、長年にわたる会計士としての経験、一般株主と利益相反の生じるおそれがない役員である点等を考慮して適切な人材であると判断した結果であります。
五十島滋夫	○	独立役員に指定しております。	五十島滋夫氏を当社社外監査役として選任している理由は、同氏が有する長年にわたる公認会計士としての経験及び事業会社の経営に関する知見等を総合的に判断したことによります。 ＜独立役員指定理由＞ 五十島滋夫氏は、当社役員として社外性が認められる点に加えて、独立性、長年にわたる会計士としての経験、他社における経営経験、一般株主と利益相反の生じるおそれがない役員である点等を考慮して独立役員として適切な人材であると判断した結果であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。
また、以下の通り「社外役員の選任及び独立役員の指定に関する基準」を定めております。

＜社外役員の選任及び独立役員の指定に関する基準＞
1. 当社は、次の要件をいずれも満たす者の中から、取締役会の決議により社外役員（社外取締役又は社外監査役）候補を選任し（社外役員が監査役の場合は監査役会の同意も得る）、社外役員候補は株主総会の決議により社外役員として正式に選任される。
a. 会社法第2条第15号及び会社法施行規則第2条第3項第5号に定める要件を満たす者
b. 会社法第2条第16号及び会社法施行規則第2条第3項第5号に定める要件を満たす者
c. 当社役員や特定の利害関係者の利益に偏ることのない客観的かつ中立的な判断に基づく経営判断ができると認められる者
2. 当社は、次の要件のいずれにも該当しない社外役員の中から、取締役会の決議により独立役員を指定する。
a. 当社又はその子会社、親会社、兄弟会社の業務執行者＊1（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
b. 当社又はその子会社を主要な取引先＊2とする者又はその業務執行者
c. 当社又はその子会社の主要な取引先又はその業務執行者
d. 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を所有している株主）又はその業務執行者
e. 当社が主要株主（総議決権の10%以上の議決権を所有している株主）となっている者の業務執行者f. 当社又はその子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家＊3（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
g. 当社又はその子会社の法定監査を行う監査法人の社員、パートナー又は従業員
h. 当社又はその子会社の業務執行者が他の会社の社外役員（会社法施行規則第2条3項5号に定める社外役員をいう。）である場合の当該他の会社の業務執行者
i. 当社又はその子会社から寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、業務執行者又はそれに相当する者をいう。）
j. 最近5年間において上記aからiまでに該当していた者
k. 上記aからiまでに掲げる者の近親者等＊4

3. 前条により指名された独立役員は、前条に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに当社に報告するものとする。

*1:「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。
(参考)会社法施行規則第2条第3項第6号
業務執行者 次に掲げる者をいう。
イ 業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員
ロ 業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者
ハ 使用人
*2:「主要な取引先」とは、売買を含むすべての年間取引総額が、連結総売上高の2%を超える者をいう。
(当社が売り手の取引は当社の連結売上高、買い手の場合は相手方の連結売上高に基づく。)
*3:当社又はその子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家とは、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円以上又はその者の年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社又はその子会社から受けている者をいう。
*4:「近親者等」とは、2親等内の親族又は同居の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役へのインセンティブとして、その報酬の一部を業績連動とする報酬制度を導入しています。当社が採用する業績連動型報酬制度は、株主総会においてご承認いただいている全取締役の報酬に係る上限固定枠に加えて、一定水準以上の自己資本利益率(ROE)に応じて変動する報酬額を支給する仕組みとなっています。また、自己資本利益率の水準にかかわらず、会社法第453条に規定する株主に対する剰余金の配当を行わない場合、当期純利益が前期比で20%以上の減益となる場合及び2期以上連続して当期純利益が減益となる場合には、業績連動報酬は支給されません。このような制度設計としている理由は、継続的かつ安定的な収益性の向上を目指し、これにより株式価値の向上を図るよう取締役の士気を高めることを目的としているためであります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では、役員の高額な報酬やストックオプションが経営者の経営姿勢を過度に短期的なものとする恐れがある等の点を踏まえた株主、投資家にとっての役員報酬情報の重要性に鑑み、個別の年間報酬総額が1億円を超える場合に個別の開示を行う方針としています。
当社役員の個別報酬は、各役員共、上記の基準を超えない範囲となっており、上記の制度趣旨に基づく個別報酬金額自体の重要性等も踏まえ、対象期間に応答する有価証券報告書におきましてはその報酬総額を記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役の報酬の額又はその算定方法に関する方針の内容は以下のとおりです。
(1)取締役の固定の報酬限度額は、平成22年6月20日開催の第15期定時株主総会において年額180百万円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と決議いただいています。(但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)
(2)取締役の業績連動型の報酬限度額は、平成24年6月17日開催の第17期定時株主総会において以下のとおり決議いただいています。

連結自己資本利益率(ROE)水準	報酬枠
4%未満	0
4%以上8%未満	30百万円
8%以上12%未満	60百万円
12%以上	100百万円

また、次のいずれか1つに該当する場合は、上記の連結自己資本利益率(ROE)水準にかかわらず業績連動報酬は支給いたしません。
a. 会社法第453条に規定する株主に対する剰余金の配当を行わないとき
b. 連結当期純利益が前期比で20%以上の減益となる場合
c. 2期以上連続して連結当期純利益が減益となる場合
なお、当事業年度より非連結決算へ移行したことに伴い、連結自己資本利益率(ROE)を自己資本利益率(ROE)、連結当期純利益を当期純利益と読み替えて適用しております。

また、上記業績連動報酬の支給対象者には社外取締役は含まれておりません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役を補佐する専門担当セクション又は専従スタッフは設けていませんが、必要とされる情報等を適宜伝達できる体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）当社の取締役会は、社外取締役1名を含む8名で構成され、法で定められた業務及び経営に関する重要事項の決議並びに取締役の業務執行に関する監督を実施しています。なお、経営責任の明確化と経営の継続性を両立させるため、取締役の任期は2年としています。
（2）社外取締役の役割は、取締役による業務執行が適正に行われるよう監視・監督し、取締役会の経営監督機能を強化することであると考えています。
（3）取締役候補者は、期待される職責に照らして主に以下のような視点から選定しています。
a. 経営的視点から技術系企業である当社の事業活動全般を統括する能力を備えていること
b. 当社が属する業界又は担当する職務についての経験・資質及び知見を備えていること
c. 人格・人柄・その他社会人としての教養及び常識・倫理的規範意識を備えていることなど
また、社外取締役候補者の選定基準といたしましては、上記視点に加えて以下の点も考慮することとしています。
d. 株主、一般投資家と同じ目線で経営を監督できる能力、知見を有していること
e. 経営を監督するにあたり、企業価値の向上を目的として、株主、一般投資家に対して客観的、中立的に望めることなど
（4）取締役報酬等の決定は、株主総会において決議承認された範囲において、一定の報酬基準をもとに取締役会にて決定しています。
（5）当社の監査役会は、3名の社外監査役で構成され、取締役の業務執行に関する監査を実施しています。全ての監査役は、原則として毎月開催される取締役会に出席するとともに、常勤監査役は社長が経営全般の執行をするにあたりこれを補佐し、また、会社の他の組織の分掌以外の業務を遂行する役割を持つGM会議にも出席するなど、監査機能の強化を図っています。
（6）当社の会計監査は、新日本有限責任監査法人が実施しています。なお、業務執行社員は、鹿島かおる氏、飯塚徹氏であり、継続監査年数はいずれも7年以内となっています。また、監査業務に係る従事者の構成は、公認会計士4名、その他6名です。
（7）現状のコーポレート・ガバナンス体制は、「参考資料：模式図」をご参照ください。
（8）当社は本報告書提出日現在において、女性による取締役会及び監査役会の構成メンバーは存在しておりませんが、優秀な人材については男女を問わず登用していく方針としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社では、現在の業容、業態及び採用するビジネスモデル等に鑑みて最適なガバナンス体制と考える取締役会制度及び監査役会制度を採用しております。当社の取締役会は8名（代表取締役2名及び社外取締役（独立役員）1名を含む。）の取締役で構成されております。8名の取締役のうち、社外取締役1名を加えた4名を非業務執行取締役とすることにより、業務執行取締役との間の牽制機能を強化しております。一方、監査役会は会社法第335条第3項の規定に従い、監査役3名（全員を独立役員に指定）の体制とするとともに同条同項で求められている過半数を超える3名すべてを社外の人材で構成しております。当社の監査役は、各々経営、会計、税務等の知見を有しており、客観的な視点で会計監査を含む業務監査全般の監査を実施できる体制となっているものと捉えております。また、社長直属の組織として独立した内部管理担当部門を設けるとともに、当該部門の長にコンプライアンス及びガバナンスに精通した人物を配置することなどにより、内部管理の実効性向上を図っております。また、内部管理担当部門の長は内部監査実施者に指名されており、継続的な対応が可能な社内組織上の内部監査体制を構築しております。さらに当社では、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の監査及び評価」に向けた体制整備を行い、会計処理の健全性、財務報告の信頼性を向上させるための財務報告に関する内部統制手続きの文書化及び財務諸表の開示に関する手続きの明確化等を図っております。現在、当社が構築している体制は、経営の機動性や迅速な経営判断を可能とする体制を維持しつつ、企業価値の向上に向けた的確な経営判断や有効な経営監視が行える体制になっているものと捉えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主総会招集通知を株主総会の概ね3週間前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、多くの株主の皆さまが株主総会へ出席いただけるよう、株主総会集中日の10日程度前の土曜日若しくは日曜日に株主総会を開催する方向で開催日を決定しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、インターネット等の電磁的方法による議決権行使に対応しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社では、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの環境を利用した電磁的方法による議決権行使に対応しています。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知を作成し、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに登録するとともに当社ホームページにおいても掲載しています。
その他	当社では、株主総会開催集中日を避けて設定しており、さらに土曜日又は日曜日の開催とすることにより、より多くの株主の皆さまが出席いただける環境を整えることで、当社株主総会の活性化を図っています。さらに、株主の皆さまの当社に対する理解促進を目的として、毎年12月に大阪地区での説明会も開催しています。 また、平成22年6月開催の定時株主総会から株主総会議案の議決結果につき、賛否の票数を臨時報告書にて公表しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR基本方針・適時開示方針を定め、当社ホームページに掲載しています。 http://www.axell.co.jp/ir/general/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の投資セミナーなどへの参加や個人投資家向け説明会の開催を定期的に実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（4月、10月）に決算説明会を行う予定です。なお、第1四半期及び第3四半期（7月、1月）におきましては、決算開示と同時に決算説明の動画配信を行う予定としています。また、各説明会及び動画配信は、積極的に代表取締役が説明することとしています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおけるIR情報の主な掲載内容は以下のとおりです。 ・代表者からのメッセージ ・決算短信 ・有価証券報告書 ・四半期報告書 ・説明会資料 ・IRスケジュール ・コーポレート・ガバナンスの状況 ・FAQ等 当社ホームページのURLは、以下のとおりです。 http://www.axell.co.jp/ http://www.axell.co.jp/ir/sitemap/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理グループIR・広報チームが、IR業務を担当しています。IR担当役員は、取締役・管理グループゼネラルマネージャーである千代進弘、IR事務連絡担当者は、管理グループシニアマネージャーである植野悦匡が担当しています。	
	当社は、株主・投資家の皆さまの多様な情報受領ニーズを踏まえて、以下	

その他	のような情報発信を行っています。 a. ホームページによるIR情報の掲載 b. IRメールの配信 c. ラジオによる説明会内容の配信 d. 株主・投資家の皆さまに向けた説明会の開催 e. 各種開示資料の英語翻訳化

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、企業理念において株主、従業員、顧客、取引先等全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立することを掲げ、各ステークホルダーの立場を尊重する方針を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、企業理念においてコーポレート・ガバナンス体制の確立を掲げることにより、社会的責任を全うしうる企業体制の構築を推進しています。 当社が、現在取り組んでいるCSR活動としては、日本赤十字社、公益財団法人日本心臓財団、公益財団法人がん研究会、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金等への寄付金の拠出を実施しています。また、中古PCの地方自治体への寄贈などの活動も実施しており、総じて当社の現在の事業規模に適合したCSR活動を実施しているものと認識しています。さらに、わが国組み込み機器産業の将来を担う技術者の育成を目的として、筑波大学と連携して「組み込みキャンパスOJT」という教育プログラムを同大学において実施しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社企業理念において、ステークホルダーの立場の尊重とともに全てのステークホルダーに対して法令・定款・規則を遵守しながら、適時適切な情報開示を行うことを掲げています。 また、IR基本方針を以下のように定めています。 IR活動の最終的な目的は適正株価の形成及び維持にあると考えています。また、株主、投資家との対話を重視し、企業価値の最大化に結びつけることもIR活動の重要な役割であると認識しています。当社ではこの理念に立脚し、IR活動を通じて以下の促進に努めます。 ・企業認知度の向上 ・企業理念や事業内容、経営戦略についての理解促進 ・競争優位性等を損なわない範囲での積極的な情報開示 ・株主、投資家との対話、信頼関係の構築等

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業としての社会的責任を全うするため、コーポレート・ガバナンスの確立が重要であるとの認識のもと、実効性のある内部統制システムの構築と構築したシステムの確実な運用推進を経営の基本方針としています。
当社では、この基本方針に則り、企業理念において「株主、従業員、顧客、取引先等全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立する」、「法令・定款・規則を遵守し、また、適時、適切な情報開示を行う」、「情報管理に十分配慮した上で、オープンで自由な企業風土を維持し、業容拡大を目指すとともに業容に即した社会貢献を行う」などを規定しています。

（1）当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1．当社取締役及び使用人は、当社が定める企業理念及び行動規範に則り、法令及び定款等の遵守はもとより、企業の社会的存在意義を踏まえた社会から求められる価値観、倫理観を堅持する。
2．当社は、代表取締役社長直属の組織として内部管理担当を設け、当該組織の長を内部監査実施者に選定する。この社内組織化された内部監査実施者は、業務執行組織から独立した視点で、取締役及び使用人の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施する。
3．取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項並びに業務執行に係る各種事項を適宜適切に決定又は承認し、取締役会を構成する各取締役は、互いの職務執行状況を監視する。また、独立性の高い社外取締役を選任する。
4．当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る発生事実についての通報窓口を社内に設けるとともに、社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報窓口を設置する。
5．当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備する。
6．当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、行動規範において「反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わない」旨を定め、また、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との協力体制を維持強化している。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1．取締役の職務の執行に係る以下の情報の保存及び管理は、関係法令及び関連する社内規程等に従い、適切な保存を行うとともに、必要に応じて閲覧可能な状態での管理を行う。
イ．株主総会議事録・取締役会議事録及び関係資料
ロ．取締役及び重要な使用人が主催する重要な会議の議事録及び関係資料
ハ．稟議書及び附属書類等、取締役の職務の執行に係る重要な文書
2．上記以外の重要書類の保存及び管理については、関係法令等に従い、所管部署ごとに適切に保存及び管理する。
3．取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要情報の保存を電磁的方法により行う場合のバックアップ体制を構築する。また、構築したバックアップ体制の強化を継続的に実施する。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1．危機管理規程を制定し、損失の危険を回避するための諸施策を講じる。また、損失の危険が現実化した場合、迅速かつ適切な対応を行う。
2．事業の遂行に伴い発生する可能性のあるリスクは、当社を構成するチーム及び担当ごとに継続的な考察を実施し、その結果をGM会議（注）及び取締役会に報告する。
3．企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時等における全社的な対応の可能性を検討する。
（注）GM会議とは、社長、業務執行取締役、グループ長、グループ内チーム長による定例会議であります。

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1．当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、職制、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定める。
2．当社は、原則としてすべての取締役及び社外監査役が出席する定例取締役会を毎月１回開催し、取締役の職務執行状況報告を行う。
3．取締役会は、代表取締役、社長及び役付役員を選定することで各取締役の職責を明確にする。また、主要事業部門を統括する役員を選定し、業務執行に係る責任の明確化を図る。
4．当社は、経営上の重要事実に係る各種情報の共有を目的として、GM会議に関してもすべての取締役が出席することを原則とするとともに、稟議書につき社内取締役の承認回覧及び社外取締役の閲覧を実施するものとする。
5．当社は、代表取締役社長の指示の下、毎期首において取締役会の承認を経た中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

（5）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
現在、子会社に該当するものは存在しないが、将来において子会社等を設置する場合には、子会社管理規程に基づき、必要な体制等を整備する。

（6）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
1．当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役補助者として適切なものを任命することとする。
2．当社は、監査役補助者の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件につき、監査役会と協議の上、決定するものとする。

（7）当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
1．監査役は、取締役や使用人から以下の事項につき報告を受けるものとする。
イ．定期的に報告を受ける事項
・経営・事業及び財務の状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況
ロ．臨時に報告を受ける事項
・経営に係る重要な発生事実
・取締役の職務執行に係る不正行為、法令・定款に違反する重要な発生事実
2．監査役は、上記の情報を適切に入手するため、取締役会に出席する。また、常勤監査役は、経営上重要性の高い社内会議に出席するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧を実施する。
3．内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な場合は速やかに監査役に報告する。

（8）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報に関する規程」に基づき、当該報告者を適

切に保護する。

(9)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「株式会社アクセル監査役監査基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査役は、当該費用の支出に当っては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

(10)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 取締役は、取締役及び使用人に対する監査役監査の重要性を認識し、監査役監査の環境を整備するよう努める。
2. 当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合の開催、業務執行取締役との会合の開催、使用人等からの面談機会の設定、会計監査人との定期的な意見交換機会などを設け、監査役が必要とする情報収集を行える体制を確保する。

(11)財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の基本方針及び各種規程を定め、全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、これを運用する。また、その仕組みの有効性の評価を行い、継続的な改善を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、行動規範において「反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わないこと」や「法令等遵守はもとより、社会の構成員として企業に求められる価値観・倫理観を堅持する」旨を定めています。
また、当社従業員に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めています。さらに、「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万一に備えた体制整備に努めています。
当社に対する反社会的勢力からの不当要求等に関しては、「反社会的勢力対策マニュアル」に基づき、管理グループ総務・人事チームが主に対応することとしており、関連情報の収集等を含めた統括部署としています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

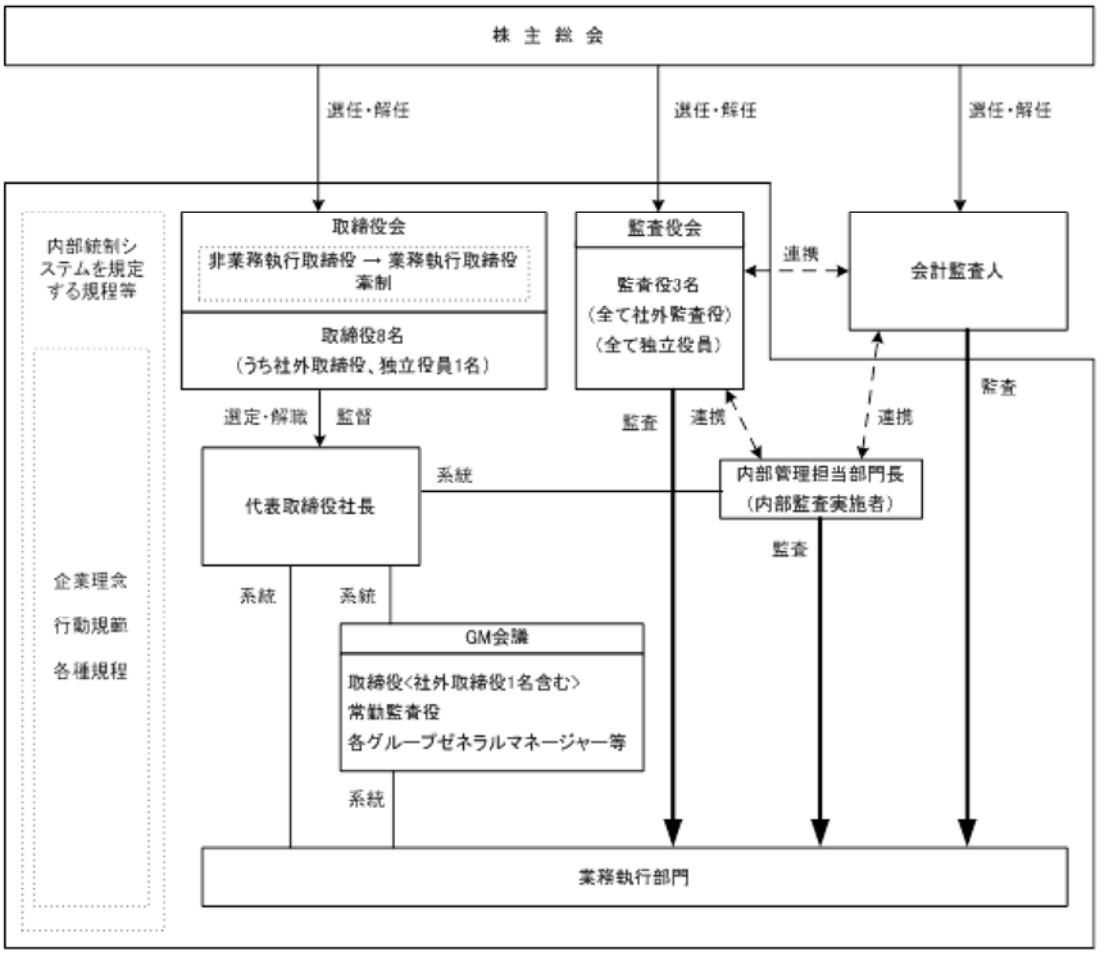
該当項目に関する補足説明

当社では会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めておりませんが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者であると同時に、当社の企業価値の源泉を理解し様々なステークホルダーとの間で円滑な関係を構築できる者が望ましいと考えております。
現時点におきまして「敵対的買収防衛策」を導入する計画はありませんが、株主の皆さまから負託された当然の責務として、企業価値及び株主共同の利益に資さない買収者に備えた適切な対応も必要であると考えております。「敵対的買収防衛策」につきましては、大株主の異動状況や社会的な動向も見極めつつ、弾力的な検討を進めて行きたいと考えております。

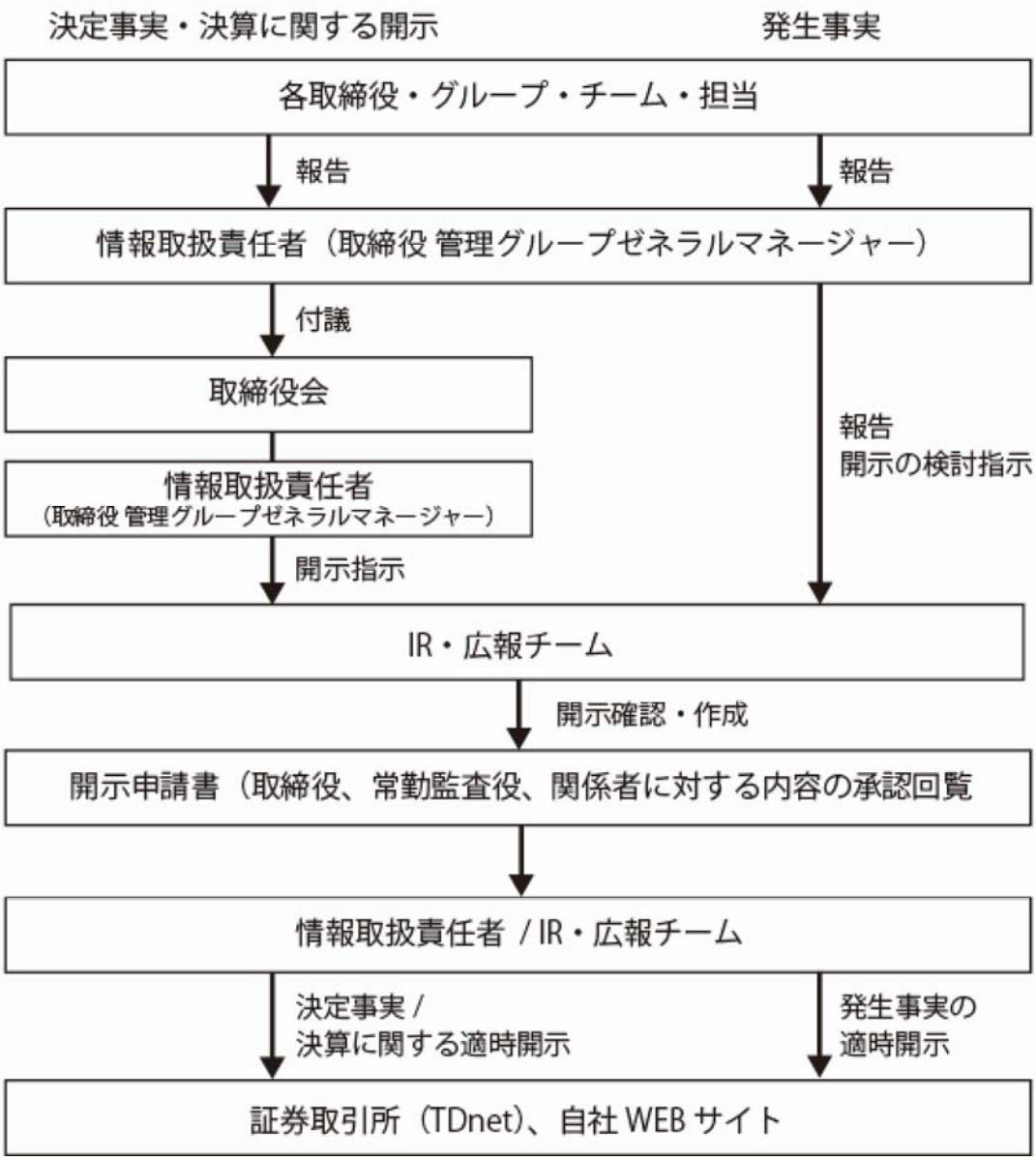
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制



適時開示に係る体制


決定事実・決算に関する開示
発生事実
各取締役・グループ・チーム・担当
報告
報告
情報取扱責任者（取締役 管理グループゼネラルマネージャー）
付議
取締役会
情報取扱責任者
（取締役 管理グループゼネラルマネージャー）
報告
開示の検討指示
開示指示
IR・広報チーム
開示確認・作成
開示申請書（取締役、常勤監査役、関係者に対する内容の承認回覧
情報取扱責任者 / IR・広報チーム
決定事実 /
決算に関する適時開示
発生事実の
適時開示
証券取引所（TDnet）、自社 WEB サイト